

障害福祉サービス ④③②①

「障害福祉サービス」には、介護の支援である「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があり、それぞれ利用の際の手続きが異なります。(21頁参照)

利用を希望される場合には、各区役所高齢者・障害者相談コーナー(7頁)にご相談ください。

※介護保険の対象者は、介護保険サービスが優先的に適用されます。

※障害福祉サービスを利用するには、「サービス等利用計画」が必要です。(22頁参照)

種 類		内 容
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	<p>内 容 居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p> <p>対 象 者 障害支援区分が区分1以上(障害のある子どもにあってはこれに相当する心身の状態)である者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>
	重度訪問介護	<p>内 容 居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。</p> <p>対 象 者 障害支援区分が区分4以上であって、下記のいずれかに該当する者</p> <p>① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている者</p> <p>② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者であって、適切な支援についてアセスメントやサービス利用計画の作成等された者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>
	同行援護	<p>内 容 外出時、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出先での必要な援助を行います。</p> <p>対 象 者 独自の評価指標である同行援護アセスメント票の基準を満たす、視覚に障害があり、移動に著しい困難を有する者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>
	行動援護	<p>内 容 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人に対して危険を回避するため、居宅内や外出先での必要な支援を行います。</p> <p>対 象 者 障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上(障害のある子どもにあっては、これに相当する心身の状態)である者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>

種 類		内 容
介 護 給 付	重度障害者等 包括支援	<p>内 容 ホームヘルプサービス、日中活動サービス及び短期入所等の複数のサービスを包括的に行います。</p> <p>対 象 者 障害支援区分が区分6（障害のある子どもにあっては区分6に相当する心身の状態）に該当する者のうち、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、下記のいずれかに該当する者</p> <p>① 四肢に麻痺等があり、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害のある人</p> <p>② 四肢に麻痺等がある、最重度の知的障害のある人</p> <p>③ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>
	短期入所 (ショートステイ)	<p>内 容 家族などの介護者の理由（疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等）により、施設に短期間、入所することができます。</p> <p>対 象 者 在宅の障害のある人で、障害支援区分1以上か、在宅の障害のある子どもで、障害児短期入所区分1以上の者</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>
	療養介護	<p>内 容 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。</p> <p>対 象 者 ① 障害支援区分が区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>② 障害支援区分が区分5以上に該当し、以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者 ・医療的ケアスコアが16点以上の者 ・障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上かつ医療的ケアスコアが8点以上の者 ・遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者等 <p>利用者負担 ① 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p> <p>② 医療保険の医療費、入院時食事療養費の負担があります。ただし、所得に応じて軽減措置があります。</p>
	生活介護	<p>内 容 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。</p> <p>対 象 者 障害のある人（障害支援区分が一定以上である者）</p> <p>利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p>
	施設入所支援	<p>内 容 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p> <p>対 象 者 障害のある人（原則として、障害支援区分が一定以上である者）</p> <p>利用者負担 ① 所得に応じて負担上限月額が設定されます。</p> <p>② 食費、光熱水費等の利用者負担があります。ただし、所得に応じて軽減措置があります。</p>